

重要京町家を
所有の皆さまへ

京町家を未来へ紡ぐ

専門家調査と「重要京町家カルテ」作成のご案内

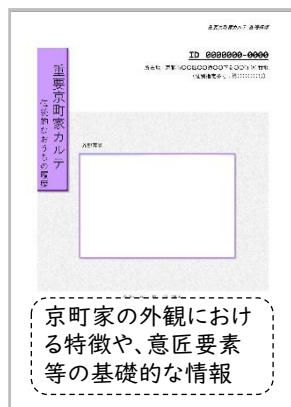
～景観重要建造物指定に向けた、京都市のサポートと今後の流れ～

京町家を次の世代へ着実に引き継ぐため、京都市が建築や歴史の専門家を派遣し、皆さまの京町家の価値を記録・文書・図面化します。

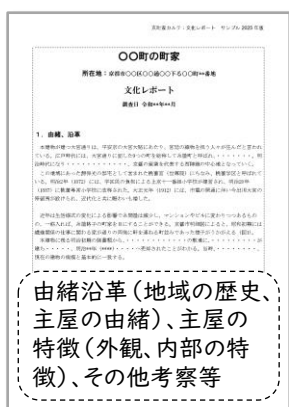
1. 京都市による専門家派遣と無償調査
京都市が専門家を派遣し、実測・聞き取りを行います。**調査費用は一切かかりません。**
2. 「重要京町家カルテ」及び図面データのお渡し
調査後、以下の内容がまとめられた「**重要京町家カルテ**」と図面データ(CAD等)をお渡しし、将来的な景観重要建造物の指定の可能性について検討を進めていきます。

重要京町家カルテイメージ

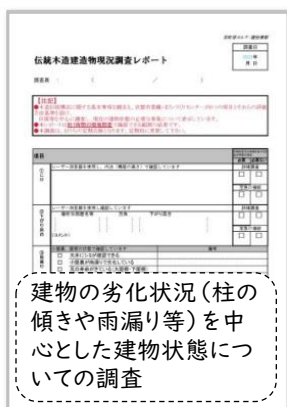
基本情報



文化情報



建物情報



間取図



建物の特徴や現在の状況について確認でき、
今後の維持管理や修繕工事等に役立ちます！



建物調査と資料作成の流れ

意向確認

- 「重要京町家カルテ」の作成及び将来的な景観重要建造物指定に向けた現地調査・資料作成の同意確認
(作成依頼書をご提出ください。)

現場調査

- 京都市や京都市景観まちづくりセンターによるヒアリング
- 調査員による現地調査 ※数日掛かる場合があります。

資料作成

- 「重要京町家カルテ」の作成
- 景観重要建造物の指定の可能性検討に係る調査資料の作成

資料提供

- 「重要京町家カルテ」「調査資料」を所有者の方に提供
(配置図、平面図、立面図のCADデータを含む)

景観重要建造物の指定への可能性を検討

景観重要建造物に指定されるとどうなるの？



「景観重要建造物」に指定されますと、税制面の優遇や修繕費用の一部補助などの支援が受けられます。

一方で、指定後は重要な歴史的景観を維持するため、原則、外観の復原以外の行為ができません。※1（指定時の外観の維持が求められます。）

※1 建物の除却もできません。

○景観重要建造物指定に伴う主な支援（メリット）

・税制面（大幅な負担軽減）

相続税の算定において、土地・建物の評価額を【30%控除】することが可能となります。

※登記簿に記載の所有者が法人であるものは対象外

・補助金（修理費用のサポート）

建造物の外観に係る修理・修景工事費に対して、【補助率2/3、上限1,000万円】の補助を受けることができます。

・応援金（日常的な維持管理に係る所有者の経済的な負担等を軽減）

重要京町家のうち、景観重要建造物に指定されていると、

【1千円/㎡×敷地面積(㎡)※2+固定資産税・都市計画税相当額の30%※3】

の交付が受けられます。

※2 上限20万円 ※3 上限：住宅200万円、非住宅50万円

令和8年7月1日
から受付開始

○景観重要建造物の指定に伴う義務等

・建造物の管理

建造物の所有者及び管理者は、良好な景観が損なわれないよう適切に管理すること。

・建造物の現状変更

建造物の外観が変わる行為を実施する場合には、事前に市長の許可が必要です。

（原則、復原行為以外は認めていません。）

・建造物の指定解除

建造物の指定は解除されません。（国宝等への指定、災害等による滅失の場合を除く。）

調査をすると、景観重要建造物に指定されてしまう？

指定には、以下の条件をクリアする必要があるため、当該調査の実施をもって指定が担保されることはありません。

・登記簿の土地・建物所有者全員が指定に同意していること。

・第三者機関（京都市美観風致審議会）の意見を聴取すること。



本調査の実施は、京町家を次世代に確実に引き継ぐため、「重要京町家カルテを基に所有者様と建物の価値を共有しながら、将来的な目線で効果的、効率的に建物の維持管理を進めていただくことを目的としております。

同時に、将来的な景観重要建造物の指定の可能性についても検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひご活用ください。

※本件についてご不明な点や、不安に感じられることがございましたら、下記のお問合せ先までお気軽にご相談ください。



【お問合せ先】 京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室（京町家保全継承担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
（分庁舎2階 8番窓口）

TEL：075-222-3503 FAX：075-222-3478

E-mail：machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp